

論文

スペインにおける住宅ローン問題と社会運動の議会政治への進出

—「住宅ローン被害者の会」からバルセロナ市政へ—

池田 朋洋

1. はじめに

サブプライムローン問題に端を発しリーマン・ショックを経て2008年にスペインまで到達した経済危機はスペイン社会に深刻なダメージをもたらした。失業問題、教育問題、衛生問題といった多様な問題が生じているが、本論文は其中でも住宅問題に焦点を当てるものである。スペイン経済危機が不動産バブルの崩壊によって生じたものであるが故に、住宅問題は現在のスペインにおいて他に例を見ない深刻さを伴って現われている。スペイン司法全体会議によると、2007年には25,943件だった抵当権の行使件数は、2008年には58,686件、2009年には93,319件に急増し、それ以降現在に至るまで高止まりしている¹。しかし、抵当権の行使に伴う強制立退きが社会問題化する中で政府が行ってきた対策は十分に機能しておらず、人々は政治への不信感を募らせている。

他方、住宅問題をはじめとした社会問題が長期化する中で、スペインでは二大政党制の終焉とも言われる大きな政治変動が起き始めている。2014年5月の欧州議会選挙では国民党 (Partido Popular) と社会労働党 (Partido Socialista Obrero Español) がいずれも大幅に票を減らし、大きな衝撃が走った。具体的には国民党が16議席、社会労働党が14議席と、ともに2009年の議席数から激減し、代わりに左派連合が6議席、新興政党「ポデモス (Podemos)」が5議席を獲得し、反緊縮派の勝利と見做された²。2015年5月に行われた市議会選挙では、二大政党がまたしても共に票を減らす一方で、マドリッドとバルセロナの二大都市では社会運動勢力の後押しを受けた新興政党が勝利するという事件が起きた。マドリッドではポデモスと協力体制にある新興政党「アオラ・マドリッド (Ahora Madrid)」が社会労働党と連立を成立させたことで同党の筆頭候補マヌエラ・カルメナが市長となった。バルセロナでは多様な社会運動経験者を擁する新興政党「共同バルセロナ (Barcelona En Comú)」³が第一党となり、左派との連立の末筆頭候補

のアダ・コラウが市長となった⁴。

こうした新興政党の登場が現在スペインで生じている社会問題と関連していることは言うまでもない。特にバルセロナ市長となったコラウは2009年から2014年まで「住宅ローン被害者の会 (La Plataforma de Afectados por la Hipoteca、以下PAH)」のスポークスパーソン⁵を務め、経済危機後の住宅問題に対応する社会運動家として長年活動してきた人物である。PAHの活動家であったコラウがバルセロナ市長になったことは、住宅ローン問題およびそれに対応する社会運動の現代スペイン社会における影響力の大きさを示す一つの象徴的な出来事であったと言える。

本稿は、スペインにおける住宅問題の展開を整理し、それに対応する社会運動団体であるPAHの活動を踏まえることで、従来議会政治とは距離をとってきた社会運動勢力が市政選挙を通して体制内へ進出したというその政治姿勢の変化を明らかにするものである。本稿で用いる一次資料は、スペイン・カタルーニャ州・バルセロナ市の「バルセロナ住宅ローン被害者の会 (PAH Barcelona)」にて、2013年10月から2014年12月にかけて筆者が行った人類学的フィールドワークに基づいている。社会運動家や債務者たちの視点と活動に焦点を合わせ、彼らから見た不動産バブル、住宅問題、そして現在の政治への認識を分析することは、その後の市政への進出という政治姿勢の変化を理解する上で不可欠である。

これまで経済危機下のスペインにおける社会運動の研究は、「15-M」運動⁶と呼ばれた2011年5月の大規模デモに関する研究の多くがそうであるように、広場などの公共空間における予示的社会的創造という非制度的かつ象徴的側面に焦点を当ててきた⁷。一方でこうした先行研究の性質上、社会運動の議会政治への進出という転換期にあって、その変化がどのようにして生じたのかを扱う研究はまだまだ不足している。そのため、本稿の分析を通じてこれを補う意義は十分にあると言えるだろう。

2. スペインの経済成長モデルとしての不動産バブル

スペインの経済危機は、世界金融危機からの影響を受けて不動産バブルが崩壊したことで生じた。一方で、当の不動産バブルは二大政党である国民党と社会労働党の長年の政策と深く結びついており、また現在それに関わる汚職疑惑が相次いでいる。こうした事実とそれに関わる認識は、住宅問題被害者の既存政党への不信のもととなっており、社会運動の活動内容やその後の議会政治への進出にもつながっている。そして不動産バブルに対する彼らの認識を理解するには、転換点としてのフランコ体制からの民主化と、その後の新自由主義政策の採用に遡らなければならない。

2.1 「民主化の失敗」

フランコの死後、スペインは驚くべき速さで民主化を果たした。しかしスペインにおける反新自由主義派の代表的経済学者であるピセンス・ナバラらによると、短期間でのこの民主化は現在に至るまで批判されているいくつかのフランコ体制の負の遺産を残すことになったという⁸。即ち、労働者階級の脆さ、巨大グループ企業と金融業界の並外れた政治的影響力、不完全な制度と市場、社会サービスの不足などである。更にナバラらは、公企業の民営化によって寡頭支配的な性格が強まったことと、それに伴って経済活動が金融と建設業界周辺へと特化したのは、スペイン内戦時代から政治権力、銀行家、建設業者、宅地開発会社の間に強い結びつきがあったことが原因であるとまで明言している⁹。しかし事実として政治家への建設業者の不正献金疑惑は数多く、スペインの住宅ローン債務者達の憤りはこの金融権力と政治権力との癒着に対して向けられる。さらに、金融権力を優遇してきたと彼らが捉える法律への怒りがそこに加わる。PAHの活動家であるセバスは以下のように述べている。

1978年の民主化には問題があった。銀行や大企業を優遇するような法律がそのまま残ってしまった。現に今起きている問題は銀行を保護する権利はしっかり保障されているのに、消費者を保護する権利がないがしろにされているから生じている。

スペインの不動産経済モデルがフランコ体制期の負の側面を抱えているという見方は「経済・社会・文化的権利監視団 (Observatori de Drets Econòmics Socials i Culturals)」とPAHによる共同調査報告でも指摘されている¹⁰。このような認識は現在のスペインの社会運動論者や反新自由主義論者に共有されているものであり、今に至る経済危機・政治汚職の流れとフランコ体制とをつなげる、いわば「民主化

の失敗」の議論にも共通するものである。彼らの立場から見れば、スペインはフランコ時代の負の遺産を抱えたまま、石油危機後の国内外からの新自由主義の流れへと組み込まれていく。そして1998年に、スペインにおける新自由主義政策が不動産業を中心に組織化される決定的な契機となった「土地法 (Ley del Suelo)」が公布されることとなる。

2.2 土地法

スペインにおける新自由主義化は、土地を再編することで不動産市場にとりわけ焦点化されていった。1990年代から2007年までのスペインの経済成長は、まさにこの分野によって牽引されていく。1998年土地法は「未だ都市開発の過程に組み込まれていない全ての土地を開発可能なものとするにより、土地の供給を容易にする」ためのものとして公布された¹¹。社会運動家と専門家の共同調査研究機関である「マドリード首都監視団 (Observatorio Metropolitano de Madrid)」の分析によると、問題はこの種の法案に「土地開発業者」という、それ自身が土地を所有することなくして土地開発に携わるアクターの存在が容認されたことであった¹²。これにより、土地の利用と消費はかつて無い狂乱状態に突入していったとされる。

更に1998年法を改正した2000年土地法、通称「全開発可能法」は、1998年法以降に開発不可地と判断されていた土地を更に開発可能地へと見直すことを可能とした¹³。これによってどれほど土地の利用率が増加したかを示す一例として、地中海に面し、この土地開発の主要な地点の1つであったバレンシア州の例を挙げる。バレンシア州では1987年と2000年の比較で、最も大きな面積を占める住宅用地としての都市区域が30.3%増加、工業・商業・交通区域も79.1%増加し、全体では52.1%も開発可能な土地区域が増加した¹⁴。一方でこのバレンシア州では、地中海モデルと言われるリゾート開発の中で、まさに建設業者と政治家との癒着がスペインの中でも稀に見る規模の巨大な汚職となって現われた¹⁵。

コラウらは土地法を不動産バブルへの投機と汚職に与した意図的なものと糾弾している¹⁶。土地法は土地市場を民営化し、都市化可能な土地を増加させ、土地市場を投資の場へと変えた。しかしそこでは同時に多くの汚職が生じ、バブルを加速させていったという指摘である。バルセロナのとある銀行で支店長を務める人物は、筆者のインタビューで以下のように当時の状況を回顧している。

土地法以降、どんな土地だろうが好きなように指定して開発できるようになった。業者があつた土地をまわして欲しいと言えば、市役所はそのままに許可を与え賄賂を貰っていた。銀行は開発業者に融資をし、そう

して開発された土地は売りさばかれる際、住宅ローン債務者としての一般消費者という商売顧客を銀行に更にもたらした。銀行にとってはいわゆる「両手に顧客」の状態だった。

「マドリード首都監視団」も同様に金融化の焦点として市場に土地を大量供給した「土地の政治」が存在したことを指摘した上で、更に以下のように付け加えている。即ち、証券化などの金融工学によって住宅ローン市場をも更に金融市場に結びつけた「住宅ローンの政治」の存在である¹⁷。以上のように、スペインの不動産バブルが土地法を基点とした土地と住宅の金融化によって準備されたことは事実であり、また汚職によるその激化が社会運動側から指摘されている。

2.3 バブルとその規模

スペイン勤業省のデータを参照すると、データ上最も古い1995年第一四半期の一平方メートルあたりの住宅価格は全国平均で670.8ユーロだったのに対し、バブル崩壊直前の絶頂期である2008年第一四半期の住宅価格は2,101.4ユーロとなっている。つまり、単純に計算して住宅価格は313%も上昇している¹⁸。また、スペインでの住宅着工件数は1991年には161,066件だったものが、最盛期の2006年には664,923件に増加し、バブル崩壊後は激減して2013年には29,232件となっている¹⁹。2007年までの十年間でのスペインの住宅着工件数は、フランス、ドイツ、イギリスのそれを合わせたより多く、不動産業、建設業を合わせるとGDPの43%に上ったという²⁰。1997年から2002年までのスペインの国内総生産の伸び率は26%だが、建設部門のそれは71.5%にも及んだとの見方もある²¹。以上のような不動産バブルの中で、銀行は住宅ローンを通して一般消費者へと貸付を行った。スペインの銀行による一般消費者への貸付総額は2002年には7,016億ユーロだったものが、2008年には1兆8,000億ユーロへと激増している。また、このうち70%は建設業と関連する事業、すなわち不動産バブルに絡んでいる。他方、このバブルを維持するために、スペインの銀行は欧州（主にフランスとドイツ）の銀行から総額4,280億ユーロに上る融資を受けている²²。

こうした状況下で家計の債務額は前例の無い規模で膨れ上がることになる。コラウらは、1997年から2007年の10年の間に、家計の債務額の可処分所得に対する比率が55%から130%へと増加しており、その債務額の3分の2は住宅ローンによるものであると報告している。この間、住宅価格の急騰により、住宅ローンの支払いに掛かる費用が収入の37.6%から51.2%に増加していることも同時に指摘されている²³。

2.4 社会運動側から見た不動産バブル

注目すべきは、後に崩壊することになる以上のような成長モデルが、コラウらをはじめとする社会運動側の論客やそれに近い立場を取るナバロらのような反新自由主義派の論客によって、フランコ体制期からの連続性をもって国民党と社会労働党の両党によって推進されてきたものとして批判されていることである。彼らは新自由主義的政策と不動産バブル助長政策に対して両政党のどちらにも責任があると述べる。さらに、この不動産バブルによる成長モデルに付随してくる政界と建設業界の汚職問題にも両党共に絡んでおり、これがますます大きくなる今日の両党への不信につながっているのである。

コラウは、スペインにおける汚職の多くが不動産バブルに関係したものであると語っている²⁴。2013年1月には、企業からラホイ首相を含む国民党幹部に不正な献金が為され、これを国民党が裏帳簿の形で管理していたという汚職疑惑が報じられたが、この不正献金の多くは建設業者からのものだった²⁵。こうした汚職は国民党に限ったことではなく、社会労働党もコスタ・デル・ソルのリゾート開発の例を中心として汚職に関わっている²⁶。二大政党を中心とした既存政党の汚職問題は、現在の経済危機を生み出した不動産バブルによる経済成長モデルの負の側面として、多くの社会運動が批判してきた点である。

3. 不動産バブル期の消費者達をめぐる状況

上述した不動産バブルの中で、スペインの一般消費者たちは現在の住宅問題へとつながるローンを組むことになる。これに関して、一般消費者がリスクを考慮せず身の丈に合わない無理なローンを組んだという捉え方は、現在何故彼らがこれほどまでの怒りを持って社会運動に参加しているかを説明し得ないだろう。実際のケースを知りインタビューを行うと、そこには「買わざるを得なかった」と感じさせる状況が存在していたことがわかる。具体的には、住宅ローンに対して政府が常に減税措置などのインセンティブを与え続けていたこと、そして賃貸自体がバブルの煽りを受けて維持できなくなるほど高く感じられるようになったことが挙げられる。また、住宅ローンの契約のさせ方、その内容にも現在の住宅ローン問題につながる重大な問題が潜んでいたことも同様に指摘する。

3.1 住宅ローンに関する減税措置

不動産バブル期を通して、住宅ローン市場に対しては住宅購入に際する所得控除や消費税減税といった減税措置によって購入のインセンティブが与えられ続けた²⁷。コラウらは1978年以降、こうした住宅購入を促す減税措置が国民党、社会労働党問わず両党によって実施され続けたと指

摘している²⁸。90年代には、減税措置あるいは住宅購入に対する助成措置は最終的な住宅購入価格の20%分に相当する金額にまで登ったと試算されている。またバブルの絶頂期である2006年には、住宅ローンに対する減税措置によって生じた財政負担は60億ユーロに達した²⁹。

しかし減税措置が住宅価格にある程度反映されてしまうことも踏まえると³⁰、これらの措置は購入のインセンティブというだけでなく、住宅価格の高騰という形で消費者にとってのプレッシャーとなってもいた。つまり住宅の買い手であり住宅ローンの借り手である消費者にとっては、バブル自体と減税措置を背景とした住宅価格の急騰への焦り、買い時を逃せば二度と手が届かなくなるという恐怖が一面にあったことが指摘できる。これについて、PAHのメンバーであり、住宅ローン問題を抱える債務者であるビトは以下のように語っている。

2003年ごろには住宅価格がどんどん上がっていくことに焦りを感じ始めた。賃貸の価格も上昇していた。早く住宅ローンを組んで買ってしまわないと、持家にしろ賃貸にしろ、近々もう払えないような価格にまで上昇してしまうのではないかという焦りから、購入を検討し始めた。そして2004年に住宅ローンで住居を購入した。

他方で、このビトの発言にも見られるように、住宅購入へのインセンティブや焦りとともに、もう一方の選択肢である賃貸価格への不安が並存していることは重要である。なぜなら、不動産バブル期を通しての賃貸住宅の供給数の少なさと賃貸価格の上昇が、消費者達に住宅ローンを組んで住宅を買わざるを得ないと感じさせたもうひとつの要素だからである。

3.2 アクセス可能な賃貸住宅の不足

スペインでは長年賃貸住宅不足が課題となっていた。スペイン国立統計局によると、2001年の国勢調査では、賃貸住宅は住宅全体の11.4%にしか過ぎず、経済危機後の2011年の国勢調査の結果でも13.5%に微増しているに過ぎない。これに対し、持家の比率は2001年で82.2%、2011年でも78.9%にも及ぶ³¹。これはヨーロッパ全体で見ても非常に高い数字である³²。特に1985年、1994年法による賃貸市場の自由化と賃貸契約の延長の排除は、賃貸住宅市場の成長を刺激するどころか不動産バブルと住宅ローン問題に油を注ぐことになった。賃貸価格が保護されなくなることで不動産バブルによる住宅価格の煽りを受ける形で賃貸価格が上昇を続け、借り手にとってアクセス可能な賃料水準にある賃貸戸数が減少の一途を辿ることとなったのである³³。現に賃借可能な住宅を見つけられず、住宅ローンを

組んで住宅を購入することを選ばざるを得なかった人々が多い。PAHの活動家セバスはこれについて以下のように語っている。

私は長年賃貸派だった。1999年まで、25年間を賃貸で過ごしてきた。それが1995年の賃貸法改正で、賃貸価格もどんどん上がるようになってきた。当時の社会労働党政権は観光業と建設業を生産の要に据えていて、家をどんどん買わせるためにこの法律を作った。結果的に、私も1999年には15年ローンで家を買った。妻には「年貢の納め時ね」と今までの賃貸生活を損失のようにからかわれたよ。

以上のような住宅ローンに関する減税政策の推進と賃貸政策の失敗によって、住宅ローンを組んで住宅を購入することが消費者の唯一の選択肢となってくる。更に、「住宅の価格は決して下がらない」という不動産バブルにお馴染みの神話がこれに加わった。PAHのメンバーであるジュンビは当時の状況を以下のように回顧した。

ローンを組んで家を買うことへの社会的な圧力さえあった。家族や親類と一緒に居る時に、「賃貸は金を捨てるようなもの」「年をとったときに家が無かったらどうするのか」「収入が無くなったら、どこに住むつもりなのか」「あなたに必要なが無かったとしても、子供達のために買いなさい」などと言われる。それに「家は絶対に値下がりしないから」とも言われた。

こうした神話を証明するひとつの例として、住宅ローン契約の長期返済化が挙げられる。スペインの住宅ローン契約は、1997年には平均19年返済だったものが、2007年には28年返済にまで長期化しているのである³⁴。

3.3 契約の手法：交差保証人と共同保有

以上のような状況下で、不動産業者は住宅を売りつけ、銀行は支払い能力に疑問のある消費者に住宅ローンを貸し付けていくことになる。その際、リスクの隠蔽のために不動産業者と銀行が採った契約のさせ方に、交差保証人と共同保有という手法があった。交差保証人とは支払い能力に不安のある債務者同士を互いの保証人とすることで住宅ローンの貸付を可能とする手法である。この際、債務者同士は親族や同国出身者ということもあれば、顔も見たことのない赤の他人ということさえあった。交差保証人はどちらかが債務の返済ができなくなった場合に共倒れする可能性が非常に高く、現在の住宅問題拡大の原因のひとつとなっている。

共同保有とは、二人の消費者がお互いの住宅の50%ず

つを購入し、それぞれの50%分に対して住宅ローン契約を組むことでリスクの隠蔽を図る手法である。この手法の被害にあったPAHの参加者フアンは当時の状況について以下のように語る。

2004年にバルセロナに家を買った。その時は私の収入が足りなかったからか、家の50%ずつを全く知らない他の人と共同保有するという形になった。私の家は私とその人が50%保有し、その人の家も互いに50%ずつ保有している。そして互いの家にはそれぞれの家族で暮らしていた。

この類の契約は、一方の債務者がローンを払えなくなった際にもう一方がその家を維持したい場合などに、支払い不能に陥った債務者の方が銀行と交渉しづらくなるなどの問題を現在生じさせている。

3.4 住宅ローンの契約に含まれた「不当条項」

更に当時の住宅ローン契約の内容自体が問題を多く含んだものであったことも住宅問題を深刻化させた。特に契約において問題のある条項は現在ではPAHによって「不当条項」と見做され、債務者達の支援を行う「相談集会(Asamblea de Asesoramiento)」において情報の共有が行われている。そこで挙げられていた不当条項の例として、以下のようなものがある。例えば、「下限/上限金利条項」の問題。スペインの住宅ローンは欧州銀行間取引金利(Euribor)を基準とした変動金利型がほとんどであり、金利の増減が注目点になっていた。下限/上限金利条項は、この金利変動に対して一定以上影響を受けないような下限金利と上限金利を設けることでローンの安定性を確保する目的で多くの契約に組み込まれていた。しかし、この下限と上限の設定値が多くの場合銀行側にのみ利するような値に設定されていたのである。例えば下限金利は5%なのに対し上限金利は18%であるというような条項が現地で多く見受けられた。その他、時には20%にもものぼる過剰な延滞利率の設定、未払いが生じた際の即座の全額償還を認める条項など、多くの不当条項が存在している。

こうした条項の存在は、結果的に金利の上昇による月々の支払額の増加、失業によって未払いが生じた時点での延滞金利による債務の膨張を助長し、ローンの維持を困難なものにした。未払い時の即時償還条項などは抵当権の行使手続きが即座に進められることを意味し、一度支払いが困難になると一気に家を失う事態にまで進んでしまう状況を生み出している。

3.5 「永遠の債務」

経済危機下のスペインでは、このような問題含みの貸付

の後にローンの未払いが生じることとなった。未払いが生じる理由としては、まず第一に経済危機後の失業の問題が挙げられる。経済危機前夜の2007年には7%から8%台で推移していた失業率は、危機後徐々に上昇をはじめ、2010年第四四半期には20%台に突入、その後、現在に至るまで、25%前後の高失業率が続いている³⁵。「経済・社会・文化的権利監視団」とPAHの共同アンケート調査においては、住宅ローン問題を抱える債務者の内70.4%が失業問題を支払い不能に陥った主要な理由として抱えていることが確認されており³⁶、両者に強い相関があることは明白である。

第二に、スペインの住宅ローンのほとんどが変動金利だったことが挙げられる。これにより、場合によって月々の支払額が増加していき、失業や家庭問題に絡んでローンが払えなくなる人が続出した。そして一度未払い分が生じると延滞金利が生じ、益々月々の支払いが膨張していくことになる。PAHのメンバーのフランセスクは月々の支払額の増加について以下のように語っている。

2004年に住宅を購入した際、月々のローン支払額は700ユーロだった。2009年には自分の月収が1,400ユーロだったのに対し、支払額は1,100ユーロにまで上がった。離婚したため、妻の月収900ユーロも当てに出来なくなり、払えなくなった。買った瞬間には想像もしなかった形で月々の支払額が増加していき、その度に非常な困難を覚えた。

そして一度未払いが生じ債務が膨張すると、スペインの現行法ではその債務から逃れる手立てが用意されていないことから、PAHの活動家や債務者達が「永遠の債務」と呼ぶものが誕生することになる。まず多額の残債務が生じる理由としては、強制競売法の競売不成立時の債権者の買い取り価格についての規定がある。ローンの未払いが生じた場合、契約によって差はあれ1~6ヶ月以内に抵当権の行使手続きが開始され、1年から1年半のうちに強制競売が行われる。経済危機下でこの競売に買い手がつくことはまず無くほとんどの場合が売買不成立となるが、この場合、現行の強制競売法では債権者が住宅の査定価格の70%の金額でこれを買取ることを認めている³⁷。つまり70%での買取額と借金総額との差額は債務者の残債務としてそのまま残ることになる。これに更に延滞金利、裁判費用が上乗せされ、債務者に残された借金はこれを元に益々利息によって膨らんでいく。多くの債務者はこうした類の借金を返せる見込みがない。更に、スペインの現行法には自己破産に該当するような制度も個人消費者のためには整備されていないため、残った債務を清算する手段がない。ヒューマン・ライツ・ウォッチはこれを住宅問題におけるスペイ

ン法の問題として指摘している³⁸。こうして債務者には膨張した債務だけが「永遠の債務」として残ることになる。これがスペインの住宅問題において強制立退きの後も債務から逃れる術を持たない多くの人々を絶望させているのである。

4. 社会運動による解決の模索と、議会政治への進出

4.1 政府による住宅問題対策法とその限界

前節までで見たように住宅問題が日々その深刻さを増す中で、政府が何もしてこなかったわけではない。例えば2012年6月に公布された救済法案6/2012勅令³⁹は、特定の条件下の債務者に対して、2年間の抵当権行使手続きの中止とともに、住宅ローンの再編、一部減免、あるいは住宅そのものと引き換えに債務の帳消しを行う代物弁済(Dación en Pago)⁴⁰を認めている。しかし、これに該当するための条件が厳しすぎるにより、実際にはほとんど適用されていないのが現状である。例えば、債務者自身の条件として世帯収入が最低賃金の3倍未満であること、住宅ローンの月々の支払額が収入の50%を超えていること、債務の返済が可能な保証人が存在しないこと、対象となる住宅が唯一の住宅であり、かつ当事者らによって住まわれているものであること、購入価格が大都市圏では20万ユーロ未満、それ以外では12万ユーロ未満であること、などが条件として挙げられる。経済省によると公布から1年で全国から4,385件の申請がありそのうち3,322件が処理されたが、2,190件は条件を満たさないため却下され、代物弁済が認められたのはたった298件に過ぎなかった⁴¹。

他にも27/2012勅令⁴²で一定の条件下の債務者に対する2年間の強制立退き猶予が認められたが、これも条件は依然として厳しいものとなっている。また、失業率が高止まりする現状では2年間という短期間で家計状況が回復するような事態は考えにくく、債務者たちはこの法律が根本的な解決にはならないと感じている。先に見たように、抵当権の行使件数は2014年でも依然80,749件と高い水準のままであり、根本的解決に至っていないのである。このように問題の深刻さに反して政府からの解決策が乏しい中で、債務者たちはいよいよ自らの手で政治に働きかけていくことになる。その最たる象徴がPAHであると言えるだろう。

4.2 PAHによる住宅問題の解決の模索

PAHは2009年にバルセロナでアダ・コラウを中心に設立された。当時は住宅ローン問題がすでに顕在化していたが、住宅による代物弁済や社会住宅の提供など、今では銀行や行政との交渉の末に成立することの多い解決案のどれも認められることの無かった時期であった。こうした状況の中で、PAHは人々が返済不可能な債務から逃れ、住む家

を失わずに済むように、ありとあらゆる手段を講じていくことになる。

PAHによる住宅ローン問題解決の手法は以下のようなものである。まず、債務者達に対して抵当権の行使プロセスを中心に法律相談に乗ること。これは参加者全員での集会の形式を取り、お互いのケースを参照することで日々学び、銀行との交渉の余地がどこにあるのか、強制立退きまでの期間はどれくらいあるのかなど、債務者達が自身の手で何が出来るのかを学ぶことを可能にしている。他方、債務者自身が銀行との交渉で困難に陥った場合は、PAHのメンバーが共に交渉に赴き、時と場合によっては銀行を占拠して交渉の進展を要求する。現在では多くのケースは以上の二つの手段によって解決に至っている。しかし、それでも銀行との交渉が成立せず抵当権の行使が止められない場合、PAHは当の住宅の前で人間バリケードを築くことにより、強制立退きの阻止を行うことになる。それでも強制立退きが執行されてしまった場合は、PAHによって占拠された空き家に立ち退かされた債務者達を移住させることで人々が路上に放り出されることを防いでいる。こうした活動の結果、PAHは2015年7月現在までに全国で1,663件の強制立退きを阻止し、占拠した空き家に家を失くした2,500人の人々を移住させることに成功している⁴³。

一方で注目すべき点として、この運動が「非政党的運動(Movimiento Apartidista)」を名乗っていることを指摘しておく。これは、ひとつには債務者達がどんな政治的立場に立つにせよ、平等に援助するためである。しかし他方でこの非政党性は、スペインの既存政党が今まで行ってきた癒着や汚職から距離をとるためであり、政治全般への不信の表明でもある。既存の政党政治全体に対しての拒絶は、15-M運動にも同様に見られる特徴であり、後の二大政党の凋落と新興政党の登場を予期する態度であると言える。

4.3 住民発案の提出

上述のように非政党的社会運動であるPAHが抗議活動を通して目に見える成果をあげる一方で、それでも抵当権の行使件数は大幅に減ることが無いのが現状である。実際、PAHの存在を知らず、助けを求める場所を知らないまま家を追い出される債務者達が多く居ることをPAHの活動家達は危惧している。また、銀行との交渉や強制立退きの阻止は常に多くの活動家や債務者達の労力を必要とする。

この状況を打開し、返済不可能な「永遠の債務」や強制立退きを生む法律自体を変えるべくPAHを中心とした社会運動団体が連携して行ったのが、住民発案(Iniciativa Legislativa Popular)の提出である。住民発案とは、市民による下院への立法の提案を許可する制度であり、最大9ヶ月の間に最低でも50万人分の署名が必要となる。今回の場

合、PAHはこの住民発案により、既に抵当権の行使が済んだ件も含めた遡及的な代物弁済の実施、強制立退きの延期、金融機関が大量に保有している空き屋を社会住宅に用いること、という三つの要求を中心とした法改正を求めた⁴⁴。これらのアイデアは、日々代物弁済のために銀行と交渉していること、強制立退きを阻止するために早朝から住居の前に人間バリケードを築いていること、強制立退き後に行き場をなくした家族を占拠した空き屋に住まわせていること、といったPAHの日々の活動に完全に合致するものである。最終的には世論による後押しを受け140万人分もの署名が集まり、住民発案は無事に提出された。

しかし、住民発案とは住民によって当初申請された草案がそのまま法として成立するものではない。実際には議会による吟味と政府による修正が後に待っている。結果として、この発案を受けて国民党が提出した修正案は、PAH側が到底受け入れられるものではなかった。特に国民党が代物弁済の遡及的な適用を認めず、更にその他の条件も制限したことは大きな相違であると見做された⁴⁵。その結果、PAH側はこの住民発案は既に自分達の提案したものとは全く別物になったとして、これの撤回を求め、法案が自分達の名の下に公布されることを拒否した⁴⁶。結果的に住民発案は1/2013法として公布されることになったが、最も重要視された部分は削除されたままとなった。1/2013法では、社会経済的に著しい疎外状況にある債務者の強制立退きの延期、強制競売不成立後の債権者による物件の取得価格を住宅査定価格の70%に引き上げること、抵当権行使後の残債務を5年以内に65%返済できた場合残りの35%を、10年以内に80%返済できた場合は残りの20%を帳消しとすることが認められるに留まった⁴⁷。

住民発案が「骨抜き」にされてしまった経験は、現行の政治制度の中で市民が外側から働きかけることの限界を人々に感じさせるものだった。これは、後のコラウと共同バルセロナの政界への参入で明らかになったように、今や議会政治の内部へと社会運動と市民が踏み込んでいく事態へとつながっていく。

4.4 欧州司法裁判所による先決裁定

PAHによる活動以外にも、債務者自身が強制立退きの違法性を主張し、状況を大きく変えるきっかけを作ったケースがある。スペイン法に基づいた抵当権の行使手続きがEU法に違反すると判じた欧州司法裁判所による先決裁定（判決番号：ECLI:EU:C:2013:164、事件番号：C-415/11）である⁴⁸。モロッコからの移民で住宅ローン債務者だったモハメド・アジズは、自らの住宅ローン契約に18.75%の延滞利率や未払い時の即座の全額償還といった不当条項が含まれていたにもかかわらず抵当権が行使され強制立退きにあったとして、これについてバルセロナ商事裁判所に異

議申し立てを行った⁴⁹。これを受けて裁判を担当したフェルナンド・セイホ判事は、スペイン法に基づいたアジズ氏の住宅への抵当権の行使手続きに関するEU法の解釈について、欧州司法裁判所に解釈問題を付託した。

結果的に欧州司法裁判所の先決裁定においては、この抵当権の行使手続きはEU法に定められている消費者の権利の保護に違反していると判じられた。具体的には、不当条項による契約の不当性が争われる場合でさえ、これを理由に抵当権の行使手続きを止めることが出来ない点が、「消費者契約における不公正な契約条項に関する理事会指令」（93/13/EEC）に違反すると判断されたのである⁵⁰。これはEU法のレベルからスペインの住宅ローン問題訴訟に関して、債務者側の勝訴に近い形となった最初の判決であり、大きな反響を呼んだ⁵¹。

この欧州司法裁判所の先決裁定の解釈内容は、先述の住民発案を元としたスペイン法改正（1/2013法）に一部組み込まれ、抵当権の行使判決通知後10日間、債務者の側から不当条項に関する異議申し立てを行うことが可能となった。既に行使手続きが進行中のケースについても公布日から1ヶ月の間異議申し立てが可能となり、2014年にはこの異議申し立ての結果、強制立退き後に不当条項が認められたケースが生まれ、抵当権の行使が無効と判断された。これにより、スペインで初めて、強制立退きにあった債務者が再び当の住宅に戻るといった事態が生じた。しかし他方では、1/2013法では不当条項に関する異議申し立てが可能な期間が上述の通り限定されており、ごく少数の申請しか実現しなかったため、効果は限定的で引き続き批判の対象となった。そして欧州司法裁判所は2014年7月に改めて、1/2013法に基づいた国内措置が未だにEU法に反しているとの判決を下すこととなった⁵²。

4.5 社会運動の議会政治への進出

PAHによる活動や住民発案の提出、また欧州司法裁判所の先決裁定などによって住宅ローン問題の深刻な現状を変える契機が生みだされる一方で、当の住民発案が骨抜きにされたり先決裁定が遵守されないことにより、数多の債務者達は未だ根本的な解決を見出せないでいる。社会運動参加者の側から見れば、解決を阻害しているのは今やそれを本来解決すべき制度側の対応である。4.1節で示したような債務そのものについての救済措置の機能不全に加え、本来住宅問題の被害者に社会住宅を提供すべき行政がこれをなかなか認めないこと等も問題の解決を一段と難しくしている。これに関してPAHの活動家であるリュムは以下のように語っている。

多くの市町村で、社会住宅の提供を受けるには、借金がないことと不法占拠をしていないことが要件と

なっている。しかし、実際に社会住宅を求めるような窮状にいる人々とは、借金があつたり、不法占拠をせざるを得ない人々だ。今ある制度は明らかに現状と矛盾しているとしか思えない。

こうした制度側の対応の不備に対して、アダ・コラウはPAHのスポークスマンを辞め、新興政党「共同バルセロナ」の前身となる市政を目標においた政治団体「勝ち取ろうバルセロナ (Guanyem Barcelona)⁵³」を立ち上げるに至る⁵⁴。これは4.2節で指摘したようにPAHが従来「非政党的社会運動」として議会政治から距離をとってきたことを考えると、非常に大きな政治姿勢の変化であると言える。そのマニフェストは、「ここ数年多くの社会運動や市民の手によって旧い政治によってもたらされた詐欺が明らかにされ、こうした政治が人々の要求に答えられないものである」ことを指摘した上で、エリートによる「上からの制度的な妨害を許さず、制度を大多数の人々に仕えるものにならなければならない」と表明している⁵⁵。ここで言う「旧い政治によってもたらされた詐欺」とは不動産バブルとその後の経済危機のことであり、「上からの制度的な妨害」とは社会問題の解決を阻んでいる法や行政の対応に他ならない。

これまで議会政治に対して興味を示してこなかった社会運動勢力が、制度的な弊害を目の前にしてその制度そのものを変えるべく議会への進出を試みる、という重要な転換がここに生じているのである。

4.6 社会運動の論理の市政への導入

結果的に「勝ち取ろうバルセロナ」は2015年市議会選挙に際して「共同バルセロナ」として再結成され、バルセロナ市議会選挙で第一党となった。この共同バルセロナの特徴としては、既存政党への批判精神から政治家の特権の排除や透明性の確保といった倫理コードを策定し、これを重要視していることをまず指摘しておく。候補者は政党によって定められた倫理コードを遵守することが義務付けられている。これは数々の癒着や汚職を生み出してきた政治家の特権に対する批判を前提としており、所属議員の全ての政治活動の公表、その月収を2,200ユーロまでとすること、政治活動に関わる収支を全て公表することなどをその内容とする⁵⁶。また実際に選挙時に掛かった費用ならびに収支の内約はホームページ上で全て公表されている⁵⁷。

更に政策提言資料の文頭に記されている「4年に1回の選挙にとどまらない真の民主主義を欲する」という立場表明には、既存の議会政治の仕組み自体を変えようという意思が込められている⁵⁸。そこには、「集合的な合意形成は、市民と行政が共同で権限と責任を持てるように機能しなければならない」との立場のもと、「社会運動や市民による

発案の実施、市民投票の実施の承認条件の緩和」やその義務化のためのメカニズムの形成が提言されている。実際の実験例として、市政選挙前に実施された共同バルセロナの予備選挙を挙げる事が出来るだろう。この予備選挙では市政選挙への共同バルセロナの候補者がバルセロナ市民全員に開かれた市民投票を通じて選出され、これがバルセロナ市議選史上初の試みであることが強調された。こうした試みは、今まで社会運動側で培われてきた直接民主主義の論理を制度の内側に運び込もうとするものであり、既存の政党システムに単に新しい政党が加わったということではなく、共同バルセロナが既存の政治の仕組みそのものを変えようとする社会運動側の試みであることが理解される。

5. おわりに

本稿は、社会運動側の視点やPAHの活動に立脚しながらスペインの不動産バブルと経済危機そして住宅ローン問題を見ていくことによって、スペインにおいて何故住宅ローン問題がこれほどまでに大きな社会問題となったのかを整理し、またその結果として社会運動の議会政治への進出という注目すべき政治姿勢の変化が生じたことを明らかにした。

ここまで見てきて明らかのように、住宅ローン問題は現在のスペインの経済危機と政治危機を象徴する根深い問題である。二大政党の政策によって生まれた不動産バブルは、その崩壊と共に住宅ローン問題を未曾有の社会問題に変えてしまった。また危機を作り出した既存政党による汚職は、その被害者たる社会運動参加者の旧い政治への深い不信をもたらしている。住宅ローンに関する減税措置や賃貸住宅の不足を招いた政策、住宅ローン契約そのものとその組ませ方の悪質さも、不動産バブルという巨大な詐欺に巻き込まれたという認識を彼らにもたらす要因となっている。

そしてますます深刻さを増す住宅問題に対処しない法制度や行政を前にして、PAHという社会運動による解決のための働きかけが為されることになる。しかし、住民発案の提出や欧州司法裁判所の先決裁定などにも関わらず、依然として問題の改善を妨げる行政の態度は、社会運動側の人間が議会へと進出して政治を行う必要性を感じさせるに十分なものだった。この指摘は、二大政党の没落と共同バルセロナのような社会運動を出発点とした新興政党の出現を、単なる経済危機後の緊縮政策への反発という次元を超えて理解するための一つの助けとなるだろう。

「共同バルセロナ」という名での社会運動の議会政治への進出という政治的姿勢の変化は、ポデモスの台頭に象徴される15-M運動後のスペイン全体の政治動向とも反響し

合うものである。これまでスペインの社会運動勢力は多様な参加主体を含み込むため、また労働組合の既得権益化に代表されるような政界との癒着や体制内化を防ぐために、議会政治と一定の距離を保ってきた。これは15-M運動やPAHの最も基本的な立場の一つである。一方で、非政党性を保持し街路での抗議デモや立退き阻止といった直接行動に訴える他ない社会運動は、本稿でこれまで指摘してきたように、法や制度の壁の厚さを痛感していくことになる。「勝ち取るバルセロナ」は自らを「PAHやいくつもの社会運動の集団活動の限界点での反省の成果である」と定義している⁵⁹。ポデモスの党首であるパブロ・イグレスィアスも15-M運動の4周年記念日に「誰も15-Mを政治的に代表することは出来ない」とその社会運動としての非政党性の論理に最大限注意を払いつつも、「15-Mが政治変動の原料を用意し」ポデモスとその政治の後継者となったと発言している⁶⁰。議会政治に代表者を持たない社会運動の葛藤から、社会運動の要求を制度の内側へと運び込み制度そのものの変革を図ろうとする新興政党が生じているのである。

この現象は今日のスペインで国政、州政、市政を問わずありとあらゆるレベルで生じている。また、どのレベルの議会政治へと進出するかは、その母体となった社会運動勢力の志向と間違いなく関係している。共同バルセロナが市政を選んだのは、強制立退きの阻止や社会住宅の提供といった行政的な実践の多くが市政レベルで行われることと無関係ではない。新興政党の多次元性は、その元となった社会運動の多様性の表現に他ならない。ポデモスや共同バルセロナにその発露が見出されるように、これからのスペインの政治動向には経済危機を通して多様な社会運動が培ってきた経験が響いてくるだろう。

[付記] 本稿は、日本学術振興会特別研究員奨励費（課題番号：25・8978）に基づく研究成果の一部である。

¹ Consejo General del Poder Judicial, “Datos sobre el efecto de la crisis en los órganos judiciales - Datos desde 2007 hasta primer trimestre de 2015”, 2015/6/3.

<http://www.poderjudicial.es/stfls/CGPJ/ESTAD%C3%8DSTICA/DATOS%20ESTAD%C3%8DSTICOS/FICHERO/20150603%20Datos%20efecto%20crisis%20en%20los%20organos%20judiciales%201T%202015%20TSJ.xls>

² El País, “Elecciones europeas 2014”, 2014/5/26. <http://resultados.elpais.com/elecciones/2014/europeas/index.html>

³ 定訳がないため筆者による仮訳。

⁴ El País, “Los resultados del 24-M en las grandes capitales”, 2015/5/24. http://elpais.com/elpais/2015/05/24/actualidad/1432497845_567478.html

⁵ スポークスパーソン (Portavoz) という呼称は、特定のリーダーを置かず、水平民主主義的な形での組織化と活動を図るオルタナティブ・グローバル化運動に特徴的なものである。この考え方や名付けは、古くはサパティスタ運動のマルコス「副司令官」

という呼称にも見て取れる。スペインにおける経済危機後のオルタナティブ・グローバル化運動については拙稿「政治/経済危機下のスペインにおける15-M運動の展開とその成果：オルタナティブ・グローバル化運動理論の批判的検討から」『上智ヨーロッパ研究』6号、2013年2月、77-94項を参照のこと。

⁶ 2011年5月15日にスペイン全土の都市で同時多発的に生じた大規模デモと、その後展開された広場等の公共空間の占拠を伴う抗議活動。「15-M」という呼称は5月15日を示すスペイン語「15 de Mayo」の略号。経済危機と政治腐敗との関係を告発し、「我々は代表されていない」を合言葉に社会問題に対処しない二大政党を始めた既存の政治体制そのものを批判した。詳しくは前注記の拙稿を参照のこと。

⁷ 15-M運動について、その公共空間の占拠や直接民主主義的意思決定手続きを予示的政治として取り扱ってきた研究としては、Puneet Dhaliwal, “Public Squares and Resistance: The Politics of Space in the Indignados Movement”. *Interface: a journal for and about social movements* 4 (1), 2012, pp.262-263. や、Jacobó Abellán, Jorge Sequera and Michael Janoschka, “Occupying the #Hotelmadrid: A Laboratory for Urban Resistance”. *Social Movement Studies: Journal of Social, Cultural and Political Protest* 11 (3-4), 2012, pp.320-326. などがある。

⁸ ビセンソ・ナバロ、ホアン・トーレス・ロベス、アルベルト・ガルソン・エスピノサ『もうひとつの道はある』柘植書房新社、2013年、47-50頁。著者の三人はいずれも反新自由主義の立場を取る経済学者であり、ガルソンは統一左翼 (Izquierda Unida) に所属する国会議員でもある。

⁹ 同書、53頁。

¹⁰ Observatori de Drets Econòmics Socials i Culturals & Plataforma de Afectados por la Hipoteca, “Emergencia habitacional en el estado español”, Reial Color, 2013, p.139.

¹¹ Boletín Oficial del Estado, “Ley 6/1998, de 13 de abril, sobre régimen del suelo y valoraciones”, 1998/4/13.

<http://www.boe.es/buscar/doc.php?id=BOE-A-1998-8788>

¹² Observatorio Metropolitano de Madrid, “Competitividad territorial y circuito secundario de acumulación”, in Observatorio Metropolitano de Madrid (eds.), *Paisaje devastados*, Traficantes de Sueño, 2013, pp.65-66.

¹³ Fernando Gaja i Díaz, “Tras el tsunami inmobiliario. Salir del atolladero” in Observatorio Metropolitano de Madrid (eds.), *Paisajes devastados*, Traficantes de Sueño, 2013, p.323.

¹⁴ *Ibid.*, p.326.

¹⁵ El País, “Los casos valencianos de corrupción urbanística doblan la media española”, 2013/1/15. http://ccaa.elpais.com/ccaa/2013/01/15/valencia/1358281581_797548.html

¹⁶ Ada Colau & Adrià Alemany, *Vidas Hipotecadas*, Angle Editorial, 2012, p.36.

¹⁷ Observatorio Metropolitano de Madrid, *op.cit.*, pp.66-67. ほかにも所有者の富のインキュベーターとして機能した点、エネルギーなどの環境政治の分野とのかかわり、鉄道網等のインフラ政治とのかかわりが同時に指摘されている。証券化に関しては、ローンの支払いが困難になった債務者がその解決のための交渉を行う際に、債権者が無数に存在することによって交渉を難しくする、という形で現在の住宅ローン問題にもつながっている。

¹⁸ Ministerio de fomento, “Valor tasado de vivienda libre”, 2015/5/26. <http://www.fomento.gob.es/BE2/sedal/35101000.XLS>

¹⁹ Ministerio de Fomento, “Número de viviendas libres iniciadas”, 2015/6/11. <http://www.fomento.gob.es/BE2/sedal/32200500.XLS>

²⁰ Nick Paumgarten, “The Hangover: The euro zone’s fourth-largest economy has become its biggest liability”, *The New Yorker*, 2013/2/25.

<http://www.newyorker.com/magazine/2013/02/25/the-hangover-2>

²¹ José García Montalvo, “La vivienda en España: desgravación, burbujas y otras historias”, in *Perspectivas del Sistema Financiero* 78, 2003, pp.1-43.

²² ビセンソ・ナバロ、ホアン・トーレス・ロベス、アルベルト・ガルソン・エスピノサ、前掲書、64頁。

²³ Colau & Alemany, op.cit., pp.53-54.

²⁴ Europa Press, “Colau (PAH) cree que muchos casos de corrupción se deben a que los políticos se beneficiaron de la burbuja inmobiliaria”, 2013/2/6.

<http://www.europapress.es/nacional/noticia-colau-pah-cree-muchos-casos-corrupcion-deben-politicos-beneficiaron-burbuja-inmobiliaria-20130206140542.html>

²⁵ El País, “Las cuentas secretas de Bárcenas”, 2013/1/31. politica.elpais.com/politica/2013/01/30/actualidad/1359583204_085918.html

²⁶ Europa Press, “El PP recuerda al PSOE que su modelo de Costa del Sol Occidental ha sido “Malaya y Astapa””, 2011/8/30.

<http://www.europapress.es/andalucia/malaga-00356/noticia-pp-recuerda-psoe-modelo-costa-sol-occidental-sido-malaya-astapa-20110830181427.html>

²⁷ José García Montalvo, “La desgravación a la compra de la vivienda en España: una reconsideración”, *Economistas*, 30 (131), 2012, pp.173-181. 1992年から98年までの間と2008年以降は、賃貸に対しても控除措置が存在している。しかし、申請には高い制限が設けられており、これによる減税金額は住宅ローン控除等を含めた全体の減税金額の3.5%にも満たない。

²⁸ Colau & Alemany, op.cit., pp.54-55.

²⁹ José García Montalvo, op.cit., 2012, p.176. 一方で、この60億ユーロという金額は、労働所得やキャピタルゲインに対して課される所得税の増加分とはほぼ一致するとも試算されている。

³⁰ Colau & Alemany, op.cit., p.55.

³¹ Instituto Nacional de Estadística, “Censos de Población y Viviendas 2011”, 2013/12/12, p.13.

<http://www.ine.es/prensa/np824.pdf>

³² EU各国の持家住宅、賃貸住宅、社会住宅の比率については Alice Pittini & Elsa Laino, “Housing Europe Review 2012 : The nuts and bolts of European social housing systems”, CECODHAS Housing Europe’s Observatory, 2011, pp.37-78.

³³ Aitana Alguacil Denche (etc.), *La vivienda en España en el siglo XXI: Diagnóstico del modelo residencial y propuestas para otra política de vivienda*, Cáritas & Fundación Foessa, 2013, p.161.

³⁴ Colau & Alemany, op.cit., p.65.

³⁵ Instituto Nacional de Estadística, “Encuesta de Población Activa (EPA). Serie histórica (Datos en miles de personas). Datos revisados”.

http://www.ine.es/prensa/epa_tabla.htm

³⁶ Observatori de Drets Econòmics Socials i Culturals & Plataforma de Afectados por la Hipoteca, op.cit. p.107. 他の理由としては、利率上昇による月々の支払額の増加 (32.8%)、他の借金 (21.3%)、離婚 (15.1%) が挙げられる。

³⁷ Boletín Oficial del Estado, “Real Decreto-ley 8/2011, de 1 de julio, de medidas de apoyo a los deudores hipotecarios”, 2011/7/7.

<http://www.boe.es/boe/dias/2011/07/07/pdfs/BOE-A-2011-11641.pdf>

これも以前までは50%での買取が認められていたものが漸進的に引き上げられて現在70%になっている。

³⁸ Human Rights Watch, “Sueños Rotos: El impacto de la crisis de la vivienda española en los grupos vulnerables”, Human Rights Watch, 2014, pp4-5.

³⁹ Boletín Oficial del Estado, “Real Decreto-ley 6/2012, de 9 de marzo,

de medidas urgentes de protección de deudores hipotecarios sin recursos”, 2012/3/9.

<http://www.boe.es/buscar/pdf/2012/BOE-A-2012-3394-consolidado.pdf>

⁴⁰ 経済危機下の現在のスペインでは抵当権の行使を行った場合の多くでは強制競売後に残債務が生じる。これに対し、抵当権を行使せず住宅を全債務に対して引き換えとする代物弁済として処理することで借金を帳消しにする仕組みが存在する。スペインではノンリコースローンはほとんど活用されてこなかったため、事後的な手段として債務者が銀行にこれを求めて交渉することが現在日常茶飯事となっている。これは銀行側にとっては義務ではないため、通常粘り強い交渉が必要になる。

⁴¹ Ministerio de Economía, “El Código de Buenas Prácticas recibe 4.385 solicitudes en un año”, 2013/5/13.

<http://www.mineco.gob.es/portal/site/mineco/menuitem.ac30f9268750bd56a0b0240e026041a0/?vgnnextoid=e5edec68bfe9e310VgnVCM100001d04140aRCRD&vgnnextchannel=47386e0005e08310VgnVCM100001d04140aRCRD>

⁴² Boletín Oficial del Estado, “Real Decreto-ley 27/2012, de 15 de noviembre, de medidas urgentes para reforzar la protección a los deudores hipotecarios”, 2012/11/16.

<http://www.boe.es/boe/dias/2012/11/16/pdfs/BOE-A-2012-14115.pdf>

⁴³ La Plataforma de Afectados por la Hipoteca 公式 Web ページトップ画面参照。

<http://afectadosporlahipoteca.com/> (2015年7月2日アクセス)

⁴⁴ Colau & Alemany, op.cit., p.142.

⁴⁵ El País, “Ada Colau: “Es un globo sonda. No se ha querido abordar el fondo del problema””, 2013/3/26. politica.elpais.com/politica/2013/03/26/actualidad/1364337709_859680.html

⁴⁶ Plataforma de Afectados por la Hipoteca, “Comunicado del grupo promotor de la ILP: No es nuestra ILP. No en nuestro nombre”, 2013/4/18.

<http://afectadosporlahipoteca.com/2013/04/18/grupo-promotor-exigimos-nuestra-ilp/>

⁴⁷ Boletín Oficial del Estado, “Ley 1/2013, de 14 de mayo, de medidas para reforzar la protección a los deudores hipotecarios, reestructuración de deuda y alquiler social”, 2013/5/15

<http://www.boe.es/boe/dias/2013/05/15/pdfs/BOE-A-2013-5073.pdf>

⁴⁸ Court of Justice of the European Union, “Sentencia del tribunal de justicia de 14 de marzo de 2013”, 2013/3/14.

<http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?docid=135024&doclang=ES>

これは正確にはバルセロナ商事裁判所による照会を受けて欧州連合司法裁判所 (Court of Justice of the European Union) の欧州司法裁判所 (European Court of Justice) が判じた先決裁定 (Preliminary Ruling) のことである。欧州連合司法裁判所による先決裁定の手続きについては、ルードルフ・ティーネル著、出口雅久・木下雄一訳「欧州司法裁判所 (欧州連合司法裁判所) の組織と機能—特に先決裁定 (Preliminary Rulings) 手続きを中心に—」立命館大学法学会編『立命館法学』2010(3)、1022-1049項を参照。

⁴⁹ Court of Justice of the European Union, 2013, op.cit., pp.7-11. 抵当権の行使についての裁判は債権者である銀行側からマルトレイ裁判所に提訴されたもので、ここでは不当条項についてのアジズの異議申し立てを審理することが出来なかった。そのため、改めてバルセロナ商事裁判所にこれを訴えるという流れに至った。

⁵⁰ Ibid., pp.19-20.

⁵¹ 一方で実際にどのような条項を不当条項とするかは、国内裁判所でそれぞれに判断するよう判じた。2013年5月には、スペイン最高裁がビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行など3銀行の

住宅ローン契約に含まれていた「下限条項 (Cláusula Suelo)」を不当と判断し、これが含まれるローン契約の廃止を命じた。そのほかにも、過剰な延滞金利についてもこれを不当とする判決が為されはじめている。

⁵² Court of Justice of the European Union, “*Sentencia del tribunal de justicia de 17 de julio de 2014*”, 2014/7/17.

<http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?docid=155118&doclang=es>

⁵³ 定訳がないため筆者による仮訳。原語に忠実に訳すならば「バルセロナを勝ち取ろう」という意味の動詞形の表現である。

⁵⁴ 非政党的社会運動である PAH はこの新興政治団体とは形式上切り離された形で存在しなければならない。それゆえにコラウは PAH のスポークスパーソンであることを辞めた後に、政党プロジェクトを始動させた。

⁵⁵ Guanyem Barcelona, “*Ganemos Barcelona*”.

<https://guanyembarcelona.cat/es/firma/> (2015年7月2日アクセス)

⁵⁶ Barcelona En Comú, “*Gobernar obedeciendo. Código de ética política*”.

<https://barcelonaencomu.cat/es/gobernar-obedeciendo-codigo-de-etica-politica/> (2015年7月2日アクセス)

⁵⁷ Barcelona En Comú, “*Transparencia*”.

<https://barcelonaencomu.cat/es/transparencia/> (2015年7月2日アクセス)

⁵⁸ Guanyem Barcelona, “*Eje de gobierno local, transparencia y participación*”, 2015/2/1.

https://guanyembarcelona.cat/docs/eixos-definitiu/12_GOBIER_TRANS_cast.pdf#search=%27democracia+representativa+Guanyem%27

⁵⁹ Guanyem Barcelona, “*Del municipalismo CT al municipalismo en movimiento*”, 2014/9/23.

<https://guanyembarcelona.cat/es/del-municipalismo-ct-al-municipalismo-en-movimiento/>

⁶⁰ ABC, “*Pablo Iglesias reivindica a Podemos como el «movimiento heredero» del 15-M*”, 2015/5/15.

<http://www.abc.es/local-comunidad-valenciana/20150515/abci-pablo-iglesias-reivindica-podemos-201505151709.html>

Resume

Mortgage Problem and Social Movements' Penetration into Parliamentary Government in Spain: From the “Platform for People Affected by Mortgages” to the Barcelona City Council

Tomohiro Ikeda

This article is to show how the mortgage problem in Spain was becoming so serious that has made social movements penetrate into parliamentary government like a election victory of Ada Colau, the ex-spokesman of “Platform for People Affected by Mortgages”, in the Mayor's Office of the Barcelona city. This has been done by examining several points of view which are shared by activists and people who participate in social movements.

First, it is clear that two largest parties, “People's Party” and “Spanish Socialist Workers' Party”, had made the housing bubble enacting laws that are tipified by the “land law”. On the other hand, combined with some negative legacy of dictatorship, the bubble bred many grafts and corruptions. These facts were related to distrust of the two major parties, which has been lasting up to now.

Second, it can be pointed out that the deduction of housing loan and the absence of accesible rental houses served as incentives to get a housing loan. These incentives make people feel that they had no choice but to take out a loan to buy a house. Furthermore, the contracting practices and some contents of contract had serious problems such as “crossed mortgage”, “part-owner” and “ground clause”. In the economic crisis, these problems created an “eternal debt” that drove people to despair, to participate in social moviments represented by the “Platform for People Affected by Mortgages”

Third, confronted with such difficult situations, the “Platform for People Affected by Mortgages” mobilizes people to negotiate with banks, to stop evictions. This movement even carried out the presentation of a “Popular Legislative Initiative” by which it could be possible to change laws. However, the government made crucial alterations in the iniciative. After the alterations, social moviments keenly realized the difficulty of changing situations from outside. Under these circumstances, Ada Colau started up a new platform for the municipal election in Barcelona, which has won in May, 2015.

Upon examination of these elements, it becomes clear that Colau's penetration in the parliamentary government has arisen from the seriousness of the mortgage problem and the institutional brocks of its solutions. Despite the fact that social moviments in Spain kept a distance from parliamentary government, these penetrations into the government such as the “Barcelona In Common” and “Podemos” are one of the characteristic trends in Spanish politics of today.